

沖縄労働局発表
平成25年5月31日

担 当	沖縄労働局 雇用均等室長	松永涼子
	室長補佐	面高史代
	電話	(098) 868-4380

沖縄労働局へのセクハラ相談、過去4年間で最多

— 平成24年度 男女雇用機会均等法の施行状況 —

沖縄労働局(局長 川口秀人)は、6月の「男女雇用機会均等月間」を前に、男女雇用機会均等法の周知、定着を図るため、平成24年度男女雇用機会均等法の施行状況を取りまとめましたので公表いたします。

[\[資料1:第28回男女雇用機会均等月間実施要綱\]](#)

【ポイント】

- 平成24年度、沖縄労働局が受けた男女雇用機会均等法に関する相談は166件。
- 相談件数166件のうち、労働者からの相談は92件で全体の5割以上を占めた。
- 「セクシュアルハラスメント」に関する相談件数は75件で過去4年間で最多となった。
- 相談内容は多い順に、「セクシュアルハラスメント」、「妊娠等を理由とする不利益取扱い」、「母性健康管理」となっている。
- 雇用均等室が行った是正指導件数は89件で、「セクシュアルハラスメント」が最も多い。

【雇用均等室の対応】

- 沖縄労働局 雇用均等室では、セクシュアルハラスメントに関する相談件数が増加したことを踏まえ、専門の相談員による週1回の相談日を本年度より週2回とした(月曜日、火曜日の9時から17時に実施 ※ 公休日を除く)。

[\[資料2:セクシュアルハラスメント相談日ちらし\]](#)

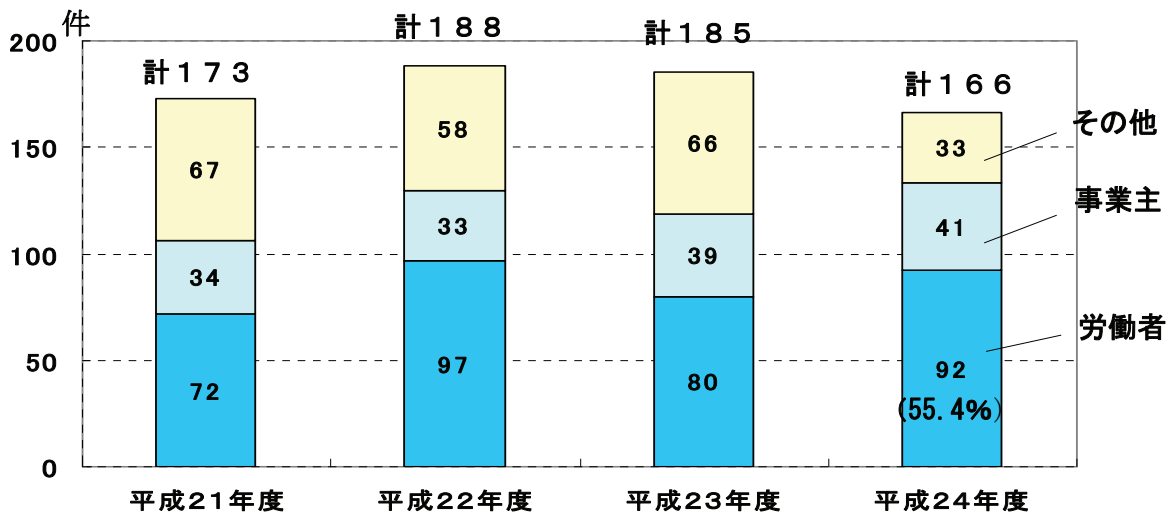
- 男女雇用機会均等法の実効性の確保等を図るため、県内の事業所を雇用均等室職員が訪問し、均等法違反がある事業所に対しては、是正指導を実施する。

- ◆ 平成24年度は83事業所を対象に雇用管理の実態把握を行い、このうち何らかの均等法違反があった事業所は67事業所(80.7%)。これらの事業所に対し、89件の是正指導を実施。
- ◆ セクシュアルハラスメントが72件と最も多く、次いで母性健康管理が14件となっている。
- ◆ 実施した是正指導のうち、96.6%が年度内に是正。

1. 沖縄労働局雇用均等室への相談

- 平成24年度、男女雇用機会均等法に関する相談は166件。
- 相談件数は前年度より19件減少したが、「セクシュアルハラスメント」に関する相談件数は75件で、31件増加し、過去4年間で最多となった。
- 相談内容は、「セクシュアルハラスメント」に次いで、「妊娠等を理由とする不利益取扱い」41件、「母性健康管理」25件の順になっている。
- 相談件数166件のうち、労働者からの相談は92件で全体の5割以上を占め、「セクシュアルハラスメント」に関する相談は労働者からの相談の53.3%となっている。

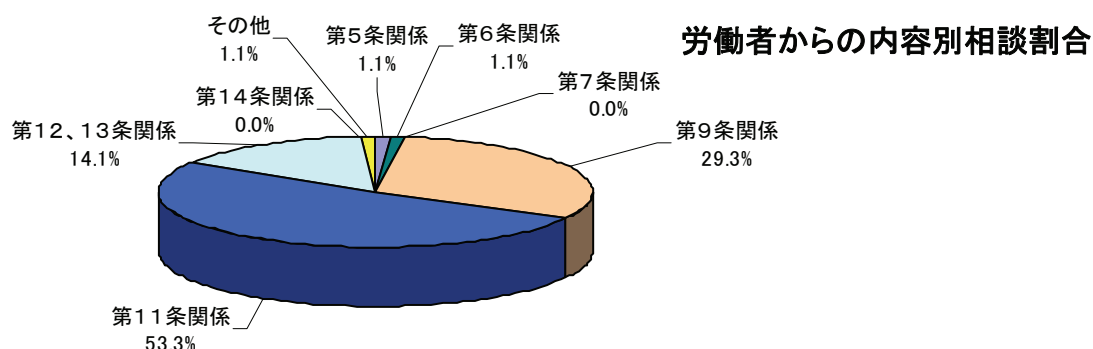
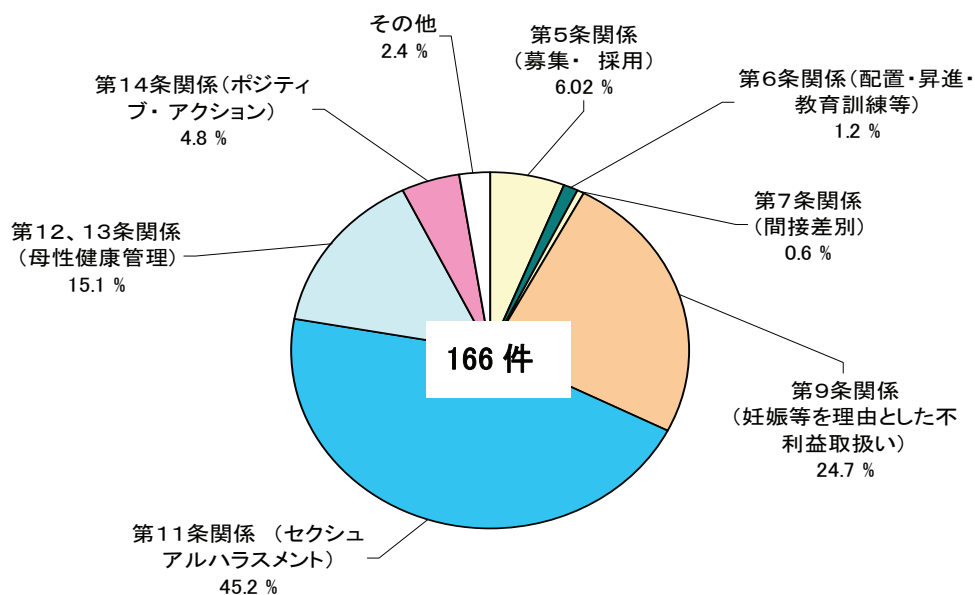
男女雇用機会均等法に関する相談件数の推移【 図1 】



男女雇用機会均等法に関する相談件数の内訳【 表1 】

均等法条項別	21年度	22年度	23年度	24年度
第5条関係(募集・採用)	22(12.7%)	15(8.0%)	21(11.4%)	10(6.02%)
第6条関係(配置・昇進・教育訓練等)	5(2.9%)	2(1.1%)	5(2.7%)	2(1.2%)
第7条関係(間接差別)	7(4.0%)	0(0.0%)	3(1.6%)	1(0.6%)
第9条関係(妊娠等を理由とした不利益取扱い)	35(20.2%)	48(25.5%)	45(24.3%)	41(24.7%)
第11条関係(セクシュアルハラスメント)	52(30.1%)	68(36.2%)	44(23.8%)	75(45.2%)
第12、13条関係(母性健康管理)	33(19.1%)	32(17.0%)	48(25.9%)	25(15.1%)
第14条関係(ポジティブ・アクション)	5(2.9%)	5(2.7%)	8(4.3%)	8(4.8%)
その他	14(8.1%)	18(9.6%)	11(5.9%)	4(2.4%)
合 計	173(100%)	188(100%)	185(100%)	166(100%)

男女雇用機会均等法に関する相談件数の内訳(平成24年度)【 図2 】



是正指導件数の推移【 表2 】

均等法条項別	21年度	22年度	23年度	24年度
第5条関係(募集・採用)	0(0.0%)	0(0.0%)	1(1.1%)	2(2.2%)
第6条関係(配置・昇進・教育訓練等)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
第7条関係(間接差別)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
第9条関係(妊娠等を理由とした不利益取扱い)	0(0.0%)	3(3.1%)	0(0.0%)	1(1.1%)
第11条関係(セクシュアルハラスメント)	129(64.2%)	60(61.2%)	49(52.1%)	72(80.9%)
第12、13条関係(母性健康管理)	72(35.8%)	35(35.7%)	44(46.8%)	14(15.7%)
その他	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
合計	201(100%)	98(100%)	94(100%)	89(100%)

2. 職場におけるセクシュアルハラスメント相談日の増設

沖縄労働局雇用均等室では、職場におけるセクシュアルハラスメントの相談件数が増加したことを受け、平成 25 年 4 月より、専門の相談員が相談に対応する「セクシュアルハラスメント相談日」を従来の月曜日に加え、火曜日にも設置いたしました。